

チリ共和国 (Republic of Chile)

通信

I 監督機関等

電気通信総局 (Sub-Secretaria de Telecomunicaciones : Subtel)

Tel. : +56 2 421 3503

URL : <http://www.subtel.gob.cl/>

所在地 : Amunátegui 139, Correo 21, Santiago, CHILE

幹部 : Pedro Huichalaf (総局長 / Under-Secretary)

所掌事務

1977年に設立。運輸・電気通信省 (Ministry of Transport and Telecommunications : MTT) の管轄下にある。主な所掌事務は、電気通信分野における政策立案及び関係事項の調整、通信事業者の監督、事業免許の付与等である。2011年11月、Subtelの下部組織に電気通信監督機関 (Superintendency of Telecommunications) を新たに設置することが決定され、法律順守の監督、必要に応じて制裁措置の実行、事業者免許の付与及び取り消し、周波数の適切な利用の推進、同分野の情報収集と料金に関する規制を行うことが定められた。

II 法令

1 1982年電気通信法 (General Telecommunications Law 1982、法律第18.168号)

1982年に電気通信分野の基本法令として施行され、これにより民営化・自由化への方向性が示された。2011年7月に改正され、ネット中立性に関する項目が追加された。2014年にはチリ議会が競争促進の目的で、ケーブルテレビや電気通信事業者が共同住宅の所有者と排他的な契約を結ぶことを禁止する電気通信法の改正案を可決した。また、2015年5月にはチリ議会上院の運輸・通信委員会においてインターネット接続の最低接続スピード保証を規定する改定案が検討された。

2 1994年マルチキャリア法 (政令第189号)

「1982年電気通信法」の大幅な改正であり、競争政策の枠組みを規定している。同法の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 市内通信事業者の長距離通信サービス分野への参入条件
- ・ 長距離通信事業者の市内通信サービス分野への参入条件

- ・ 電話料金改定認可基準の緩和
- ・ 長距離通信のコール・バイ・コールによる事業者選択制度の導入
- ・ 公衆電気通信網間の相互接続の義務付け
- ・ 競争導入後の新規参入事業者の免許付与条件

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) 概要

「1982年電気通信法」第9A条が、免許制度について規定しており、30年ごとの免許更新を定めている。また、同法では、MTTと経済省が電話サービスの最大料金を5年ごとに決定するとしている。VoIPサービス提供に、電気通信事業免許取得を義務付けている。

(2) 外資規制

電気通信事業における外資の出資制限はない。

2 競争促進政策

(1) 料金規制

2003年1月に料金規制方針が定められ、規制の適用範囲が明確にされた。規制対象は市内電話、相互接続、公衆電話、アンバンドル回線による固定系ネットワーク・サービス等。対象外は国内長距離電話・国際電話、移動体通信、ブロードバンド、アンバンドル回線による移動系ネットワーク・サービス等となった。

(2) 自由化

1992年に市内電話、1994年に国内長距離電話及び国際電話が自由化された。

(3) 番号ポータビリティ政策

2010年10月、チリ議会は番号ポータビリティ制度の導入に関する法案を可決した。2011年6月に、SubtelはMNP(Mobile Number Portability)のデータベース事業の入札を行い、Telcordiaが落札した。2012年1月から全国一斉にMNPが開始された。一方、固定電話の番号ポータビリティは2011年11月から地域ごとに導入が開始され、2013年2月に全国レベルでの導入が完了した。

(4) 独占対策

自由競争保護裁判所(Tribunal for the Defense of Free Competition: TDLC)が公正な競争となるよう企業の吸収合併、周波数オークション、料金規制、通信の妨害などに関して市場の監視を行っている。

(5) MVNO

TDLCは競争促進のためにMVNOを推進しており、2007年8月に最初のMVNO事業免許をGrupo GTDとBlue Two Chileの2社に付与した。更に翌月、VTRやTro Bayoなど6社が免許を取得した。

2011年9月にはバージン・モバイル (Virgin Mobile) が MVNO 事業免許を取得し、2012年4月からサービスを開始した。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

政府は、1994年よりコスト高により音声通話サービスの普及が遅れているルーラル地域及び都市部の低所得者層向けに電気通信開発基金 (Telecommunications Development Fund : FDT) を設け、デジタル・ディバイドの解消に取り組んできた。FDTは、他の南米諸国と異なり、事業者の負担金によるものではなく、国家予算により運営されている。

(2) デジタル・ディバイド解消政策

チリ政府は2013年5月、「デジタル・アジェンダ・チリ (Digital Agenda Chile) 2013-2020」を採択した。同計画は、2020年までにGDPに占めるICTのシェアを10%まで拡大することを目標としており、五つの戦略的優先順位と14の行動指針、30のイニチアチブで構成されている。

戦略的優先順位には、「デジタル・コネクティビティ&インクルージョン」、「デジタル開発のための環境整備」、「教育」、「アントレプレナーシップ&イノベーション」、「サービス&アプリケーション」の5分野が挙げられている。

例えば、2020年までにインターネット人口普及率を80%に、ブロードバンド世帯普及率を50%にそれぞれ拡大するほか、すべての自治体に無料のWi-Fiアクセス・ポイントを設置する、全国の70%の学校でブロードバンド接続を利用できるようにすることなど、具体的な目標値が掲げられている。

このほかに、チリ政府は、2015年5月にチリ南部アウストラル地方で光ファイバ網を敷設し、同地域の企業と世帯向けにアクセス可能な価格での高速インターネット接続を提供することを目的とした「Southern Optical Fiber Project」(プエルト・モンープエルトウィリアムス間の約3,000km)を発表した。プロジェクトへの投資額は600億CLPで、2015年12月までに委託事業者を選定し、2017年4月にサービスを開始する。また、2010年9月には、エンテル・チリ (Entel Chile) とエリクソン (Ericsson) によって「Rural Internet Network」プロジェクトが開始された。同プロジェクトは2012年5月に完了しており、約1,474の市町村(約300万人)で無線ブロードバンドが利用可能となった。

(3) ネット中立性

チリ国会は2010年8月、ネット中立性原則を定めた電気通信法の改正案を可決し、改正電気通信法が2011年7月から施行された。従来の電気通信法に、ネット中立性原則に関する3項(第24条H、I、J)が追加された。

プロバイダに対し、ユーザが利用するコンテンツ、アプリケーション、サービスを意図的にブロック、介入、差別、妨害、制限することを禁止した。また有害

コンテンツに対するペアレンタル・コントロールサービスの提供と、提供サービスの透明性の確保を義務付けた。

Subtel は同法を根拠に、2014 年 6 月、特定のオンライン・サービスへのアクセスを電気通信事業者が無料で提供する「ゼロ・レーティング」を違法とした。

(4) 緊急時の通信網

チリ政府は、地震や津波などの災害発生時に、影響を受ける地域の移動端末に、一斉に緊急警報を通知する「Cell Broadcast System (CBS)」の導入を決定。CBS 導入に向けて、2011 年に約 25 億 CLP の予算を運輸通信省に計上した。入札は 2011 年 1 月に公示され、英国の eVigilo 社によってシステムの整備が進められ、2014 年 4 月に発生したイキケ地震で発生を検知することに成功した。

このシステムは、国家緊急災害対策室 (National Office of Emergency of the Interior Ministry : ONEMI) の早期警戒センターと移動体通信事業者の管理するコールセンター、移動体通信網から構成される。政府は将来、このシステムを地デジによる緊急警報にも利用したいと考えている。

IV 関連技術の動向

基準認証

「1982 年電気通信法」により、Subtel が無線通信機器、電気通信機器の基準認証を所掌する。

V 事業の現状

1 固定電話

従来の固定電話 (PSTN) に代わり、VoIP 利用者が増えており、全国に約 100 万超の VoIP 加入者がいると言われている。チリ南部の第 11 州 (アイセン州) や北部の第 15 州 (アリカ・イ・パリナコータ州) など固定回線網の敷設が困難なルーラル地域では 3.4GHz 帯と 3.7GHz 帯を使用した固定無線アクセス (FWA) サービスが提供されている。

市内電話事業者は大小合わせて 16 社ほど存在するが、テレフォニカ・チリ (Telefonica Chile) と米メディア大手リバティ・グローバル (Liberty Global) 傘下のケーブルテレビ事業者である VTR の 2 強体制にある。2015 年 6 月現在、テレフォニカ・チリが 44.6%、VTR が 20.7% の市場シェアを占めている。これにエンテル・チリ (市場シェア 14.9%)、Grupo GTD (同 10.2%)、アメリカ・モビル (America Movil) 傘下のクラロ (Claro、同 7.5%) 等が続く。

2 移動体通信

チリの移動体通信市場は飽和状態にある。2012 年に約 73% を占めていたプリペイド加入者が 2014 年には約 69% まで減少しており、移動電話ユーザのポスト

ペイドプランへの移行が進んでいる。また同時に 2G から 3G への移行も進み、3G 加入者数は全体の約 62% を占めるまでに拡大している。

テレフォニカ系のモビスター (Movistar) とエンテル PCS (Entel PCS)、クラロの寡占状態にあり、上位 3 社で約 97% 超のシェアを占めている。これに加えて、WOM (「Word of mouth」の略語、旧ネクステル・チリ) が移動体通信サービスを提供している。各社の加入者シェアは、2015 年 6 月末現在、モビスターが約 37%、エンテル PCS が約 35%、クラロが約 24%、WOM が約 1% となっている。

これ以外に複数の MVNO がサービスを提供しているが加入者獲得に苦戦しており、MVNO 全体で約 50 万弱の加入者がいる。Interexport、Telsur、Virgin Mobile、VTR、Netline、Falabella Movile、Telestar などがサービスを提供している。

VTR は 2009 年 9 月に AWS (Advanced Wireless Services、1.7/2.1GHz 帯) 周波数免許を獲得したが、2012 年 5 月に MNO になることを断念し、MVNO 事業に専念することを決定した。

LTE (2.6GHz 帯) サービスはサンティアゴ首都圏及び各州都を中心にクラロ、エンテル PCS、モビスターの 3 社から提供されており、2015 年 6 月現在約 110 万超の加入者がいる。

700MHz 帯の周波数オークションが 2014 年 3 月に実施され、クラロ、エンテル PCS 及びモビスターの 3 社が落札したが、この競争入札手続に問題があるとして Telstar が異議を申し立てていたため免許交付が遅れていた。2015 年 4 月に、サンティアゴ控訴裁が Telstar の訴えを棄却したため、Subtel は 3 社に対する割当てを開始した。

3 インターネット

チリは、南米諸国の中でも固定ブロードバンド・サービスの普及が最も進んだ国の一つである。固定ブロードバンド市場は、通信大手テレフォニカ・チリとケーブルテレビ大手 VTR の 2 強状態が続いており、2015 年 6 月現在、それぞれ約 38% と 37% の市場シェアを占めている。これ以外にも中小規模の ISP が数十社ほど存在しており、代表的な ISP としてクラロ (市場シェア約 12%)、Grupo GTD (同約 8%)、Pacífico Cable (同約 2%) などがサービスを提供している。

近年は、広帯域化への設備投資が進み、テレフォニカやエンテル、Grupo GTD、クラロといった事業者が VDSL や FTTH、HFC 方式を利用した高速インターネット接続サービスを大都市圏で提供開始しており、新規加入者を増やしている。

2015 年 6 月末現在、ブロードバンド回線の主流はケーブル・モデムと xDSL でそれぞれ約 51% と約 38% のシェアを占めている。これ以外に FTTH が約 5%、WiMAX が約 0.2% を占めた。

政府はルーラル地域へのブロードバンド整備対策として、3.4-3.7GHz帯を無線ブロードバンド・システムに割り当て、エンテル・チリ、クラロ（旧テルメックス・チリ）、VTR等に免許を付与したが、これら WiMAX 事業者は加入者獲得に伸び悩み、クラロと VTR が既にサービスを中止し、現在もサービスを提供しているのはエンテル・チリのみとなっている。

VI 運営体

1 テレフォニカ・チリ (Telefonica Chile)

Tel. : +56 2 691 2020

URL : <http://www.movistar.cl/>

幹部 : Claudio Muñoz (社長 / President)

概要

国営通信事業者（旧 Telefonica CTC Chile）として 1930 年に設立され、チリ経済開発公社（Production Development Corporation : CORFO）が株式を所有していたが、1987 年から株式売却を開始、1990 年に民営化され、現在はスペインのテレフォニカが同社株式の 97.89% を所有している。固定・移動体通信事業で支配的地位を維持しており、次世代網の LTE と FTTH への投資も積極的に行っている。2006 年からは子会社テレフォニカ・マルチメディア（Telefonica Multimedia）を通じて有料放送（IPTV/DTH）市場に参入した。また、固定・移動の融合サービスを実現するため、固定・移動サービスのブランド名を、2009 年 10 月から「モビスター」に統一した。

2 エンテル・チリ (Entel Chile)

Tel. : +56 2 360 0123

URL : <http://www.entel.cl/>

幹部 : Juan José Hurtado Vicuña (社長 / President)

概要

元国営長距離・国際通信事業者として 1964 年に設立され、1992 年に民営化された。現在は、固定事業と、完全子会社のエンテル PCS を通じて移動体通信事業を展開しており、移動電話市場ではモビスターとシェアを二分している。主要株主は通信事業大手 Almendral 傘下の Altel Investments（54.8%）である。

放送

I 監督機関等

1 電気通信総局 (Subtel)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

放送用周波数の割当て、免許付与等、放送行政を所掌する。

2 国家テレビ評議会 (CNTV)

Tel. : +56 2 592 2700

URL : <http://www.cntv.cl/>

所在地 : Mar del Plata 2147, Providencia, Santiago, CHILE

幹部 : Óscar Reyes Peña (委員長 / President)

所掌事務

1989年9月に「国家テレビ評議会の設立に関する法律(法令第18838号)」に基づき設立された放送事業及び放送内容の規制監督を行う独立規制機関である。

11名の委員によって構成され、委員長は大統領が任命し、残りの委員は上院の承認の下、大統領によって任命される。

II 法令

「1982年電気通信法」がラジオ及びテレビ・サービスの基本法令となっている。また「1994年マルチキャリア法」がケーブルテレビ、衛星放送、インターネットに関して規定している。

III 政策動向

1 免許制度

外資規制

外資の出資比率に関する規則はない。「1982年電気通信法」は、放送免許を保有またそれを利用する者は、公営あるいは私営の法人であり、チリにおいて設立され、国内に位置しなければならないと規定している。

2 地上デジタル放送

2009年9月、ミシェル・バチェレ大統領は、同国における地上デジタル放送方式の規格として日本方式ISDB-Tを採用することを決定した。2010年5月、サンティアゴで地上デジタル放送の試験放送を実施。チリ国营放送(Televisión Nacional de Chile : TVN)、メガビジョン(Red Televisiva Megavisión)、チリビジョン(Chilevisión)、Channel 13、La Redに試験放送用の免許が割り当て

られた。

政府は、2010年6月のサッカー・ワールドカップ・南アフリカ大会までに本放送を開始する予定であったが、根拠となるデジタル放送法案の上院での審議が滞っていたため、MTTは既に交付した16の試験放送免許について、試験放送期間を1年間自動延長し、その後も最高5年間延長できる政令を発出した。

2013年10月、地上デジタル放送の本放送を開始するための「地上デジタル法案」が5年にわたる審議の末、上院で可決されたが、その後も憲法裁判所での承認待ちの状態が続き、2014年5月になってようやく「地上デジタル法」（法律第20.750）が官報に掲載された。2015年4月にはMTTにより地上デジタル放送への移行計画が発表された。計画によると、2017年には全国15州の州都でデジタル放送が受信可能となる見込みで、2020年に全土でアナログ放送を終了してデジタル移行を完了する。辺境地域は衛星デジタル放送でカバーする予定で、その場合は受信装置を無償で配付する。

IV 事業の現状

1 ラジオ

商業放送局が約140局、国営放送のRadio Nacional de Chile（RNC）が4局、そのほか各地に大学放送局が7局存在している。

2 テレビ

7社が全国放送を実施。TVN、メガビジョン、チリビジョン、Channel 13（大学放送）の四つの放送局が最も視聴されており、それぞれ10%弱の視聴率を獲得している。TVNは政府から財政的に独立しており、運営資金の約95%は広告収入によるものである。

3 衛星放送

国土が海岸地帯、山岳地帯、アマゾン地帯と多様な地形で成り立っているチリでは衛星放送の加入率が比較的高く、2015年6月現在、衛星放送加入者数は150万を超えている。テレフォニカ・マルチメディア、クラロ、ディレクTVチリ（DirecTV Chile）、TuVesがDTHサービスを提供しており、ディレクTVが約51万、テレフォニカ・チリが約63万（DTHとIPTVの合計）の加入者を得ている。

4 ケーブルテレビ

Subtelによると、2015年6月現在、約291万人が有料放送サービスに加入しており、普及率（人口100人当たり）は16.1%に達する。ケーブルテレビの加入者数は約140万で、そのうちVTRが約101万、クラロが45万（ケーブルとDTHの合計）となっている。

V 運営体

Television Nacional de Chile (TVN)

Tel. : +56 2 707 7200

URL : <http://www.tvn.cl/>

幹部 : Ricardo Solari Saavedra (社長 / Executive Director)

概要

1968年設立の国営放送事業者であるが、1990年には政府の補助が打ち切られた。その後の財源は広告収入のみであり、商業放送的な性格が強まっている。

電波

I 監督機関等

電気通信総局 (Subtel)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

周波数割当、周波数管理、基準認証など、電波監理全般を所掌する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「1982年電気通信法」第8条において、電波は原則として無線局免許の枠組みで許可されることが規定されている。軍用通信の周波数管理は、軍が所掌する。

2 無線局免許制度

「1982年電気通信法」第9A条で、電気通信サービス提供に必要な免許に関する規定が行われており、30年ごとに免許が更新されるべきことが定められている。

3 周波数割当制度、再分配制度

周波数の割当ては、「1982年電気通信法」第13条に基づき、技術的に不可能な場合を除いて、周波数オークションにより行われる。放送、移動体通信及びブロードバンド無線通信(BWA)については、周波数オークションが行われている。

「1982年電気通信法」第21条により、周波数利用の権利の移転、譲渡、リースについては、Subtelによる事前の許可が必要である。

2012年1月、2505-2525MHz、2525-2545MHz、2545-2565MHzに関するオークションが実施され、クラロ、エンテル PCS 及びモビスターに2.6GHz帯の周波数割当が行われた。2014年3月には、4Gサービスの補完用として700MHz帯のオークションが行われ、クラロ、エンテル PCS 及びモビスターに割り当てら

れた。3社には24か月以内にチリ全土で4Gサービスを開始することが義務付けられた。4G免許は、2014年のオークション手続が不公平であったとして、Telstarが当局を相手に裁判を起こしたため付与が遅れていたが、2015年8月に3社と当局との間に調整が付き付与された。

4 電波利用料制度

「1982年電気通信法」第31～35条において、無線局免許に対する電波利用料の支払義務を記述している。電波利用料は、周波数の数、送信電力、帯域幅、無線局数などにより決定される。

5 電波の安全性に関する基準

国際非電離放射線防護委員会（International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection : ICNIRP）のガイドラインを採用し、人体に対する電波の保護基準を設けている。

2000年に「電気通信サービスのための無線局への安全要件の決議505号」を発行した。また、2012年に法律20599号制定し、各都市における電界強度が飽和限界に達した地域を公開することで、当該地域の鉄塔の建設を制限している。

Ⅲ 周波数分配状況

Subtelは、周波数管理のため、2006年3月に周波数分配計画表「General Plan for Radio Spectrum Usage」を策定した。同計画表は必要に応じて改正され、最新盤（2012年）は以下のURLで公表されている。

周波数分配表 URL :

<http://www.leychile.cl/Navegar?idNorma=249068>